

# もっと便利に暮らしやすく マイナンバー制度

## 情報連携 & マイナポータル

### 本格運用スタート 11/13~



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

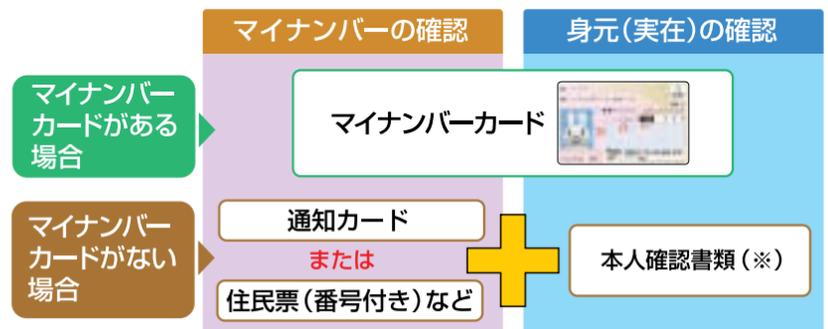
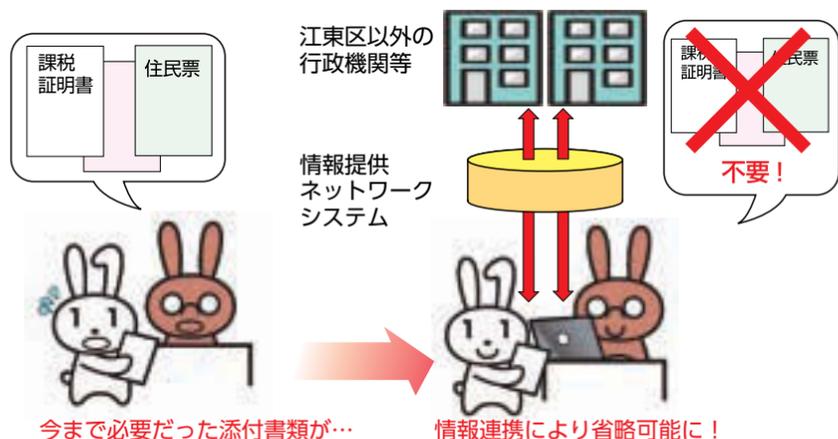
## 情報連携

マイナンバー制度の「情報連携」とは、専用のシステム(情報提供ネットワークシステム)を用いて、国や区市町村の間で、皆さんの特定個人情報(住民関係・税関係の情報等)をやり取りするしくみです。

●マイナンバー法に定められた手続きの際に、マイナンバーを申請書等に記入していただきます。これまで必要だった提出書類の一部が不要になり、利便性が向上します。

●手続きには、「マイナンバー」と「身元(実在)の確認」が必要となります。代理人が手続きを行う場合は、委任状や代理人の本人確認書類も必要です。

引き続き書類の提出が必要な場合があります。通知や案内を必ずご確認ください。



※本人確認書類とは…官公署発行の顔写真付き証明書等(運転免許証・パスポートなど)は1点で可。それ以外の場合は、「氏名と住所」、または「氏名と生年月日」の確認できるもの2点以上が必要(例:健康保険証、年金手帳など)

### Q1 情報連携でマイナンバーが漏れてしまうことはないの？

⇒他の機関の個人情報が必要となった場合は、専用のネットワークシステムを使用して情報を照会・提供する分散管理の方法を利用し、安全性を確保しています。また、情報のやりとりにはマイナンバーを直接用いず、専用の符号に置き換えています。

### Q2 情報連携の記録を確認することはできるの？

⇒「マイナポータル」の機能、「やりとり履歴」で確認することができます。なお、マイナポータルを利用するためにはマイナンバーカード(個人番号カード)が必要です。

## マイナポータル

「マイナポータル」は、政府が運営するオンラインサービス(ネットワークを通じて提供するサービス)です。マイナポータルに接続することで、さまざまなサービスを利用することができます。

### ぴったりサービス

子育てに関する手続きをはじめとして、さまざまな申請や届出をオンライン上で行うことができる機能です。江東区でも「子育てワンストップサービス」を利用できます(詳細は6面)。

### あなたの情報(自己情報開示)

行政機関などが持っているあなたの個人情報(マイナンバーを利用する税・社会保障関係情報等)を確認できます。



### やりとり履歴 (情報提供等記録表示)

情報提供ネットワークシステムを用いて、行政機関どうしがあなたの個人情報をやりとりした履歴を確認できます。

マイナポータルに関する詳細はマイナポータルサービスストップ (HP <https://myna.go.jp>) をご覧ください。



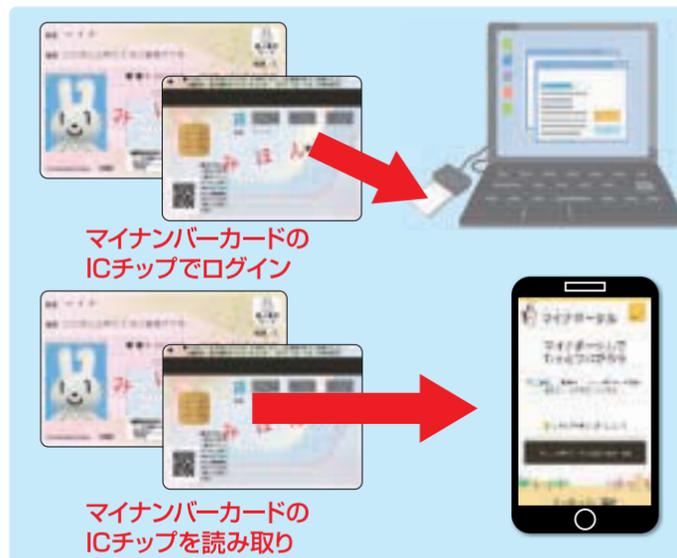
### マイナポータルを利用するには...

**パソコンで**  
マイナンバーカードとICカードリーダーが必要です。また、利用者クライアントソフトのインストールが必要です。

**スマートフォンで**  
マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンからマイナポータルを利用することができます。また、利用者クライアントソフトのインストールが必要です。

※「ぴったりサービス」のうちサービス検索については、マイナンバーカードがなくてもご利用になれます。

※マイナンバーカードに対応したスマートフォンは、関連サイト(HP <https://www.jpki.go.jp>)でご確認ください。



### 利用者クライアントソフト

パソコンやスマートフォンでマイナポータルを利用するためのアプリケーションソフトウェア「マイナポータルAP」がリリースされています。詳しくはホームページ(HP <http://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html#mynaPotalAP>)をご覧ください(下記二次元コードからも入れます)。



二次元コード▶

6面(裏面)へ続く